

「地域主権一括法に係る条例（案）」（一部改正・新規制定）

意見募集結果

1 目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「地域主権一括法」という。）は、多くの法律を一括して改正し、主に自治体に対する事務の処理またはその方法の義務付けの見直しを実現するものです。このうち、施設・公物の設置管理基準の見直しについては、これまで国の法令で定めていた基準のいくつかが自治体の条例へ委任されることになりました。

この地域主権一括法に係る下記の条例（案）について、広く市民の方から意見を求め、条例の制定改正の参考とするため、パブリックコメントを実施しました。

- 対象となる条例案（ ）内は担当課
- 美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（保険課）
- 美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（保険課）
- 美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（保険課）
- 美濃加茂市道の構造の技術的基準を定める条例（土木課）
- 美濃加茂市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（土木課）
- 美濃加茂市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（土木課）
- 美濃加茂市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（土木課）
- 美濃加茂市都市公園条例（一部改正・土木課）
- 美濃加茂市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（土木課）
- 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例（上下水道課）
- 美濃加茂市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例（上下水道課）
- 美濃加茂市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（上下水道課）

2 実施期間

平成24年10月10日（水）～11月9日（金）

3 周知方法

（1）広報みのかも10月1日号にパブリックコメントの実施について掲載

- (2) 各担当課及び総務課において条例（案）の閲覧実施
- (3) 市ホームページに条例（案）を掲載

4 意見の提出状況

- *意見提出者 1名
- *意見提出件数 1件

5 提出された意見と総務課の考え方

<ご意見>

意見内容	<p>美濃加茂市パブリックコメント手続要綱の第3条にパブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃 (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 (3) 市の基本的な政策等を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定 (4) 市民生活又は事業活動に影響を及ぼす事項の策定又は改廃 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの <p>また、対象としないものとして</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 国及び県などの上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ない計画等と明記されています。 <p>このことから、今回のパブリックコメントは、私は必要ではないと思いましたが、何故必要なのか。今後もこのような案件があれば今後も実施されるのかお聞きしたい。</p>
総務課の考え方	<p>平成23年4月及び同年8月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「地域主権一括法」という。）が成立しました。</p> <p>この地域主権一括法において、市の条例制定権が拡大され、これまで国の政省令で定めていた施設の管理基準や構造物の基準などの一部を市の条例で定めることとなりました。</p> <p>この条例制定（改正）においては、介護サービス（指定地域密着型サービス等）の運営基準、市道の構造の技術的基準、都市公園の設置基準などについて政省令で定める基準を基本としながら、地域の特性や市の方針に沿って、独自の基準を定めることが可能となりました。</p> <p>そこで、本市の実情を踏まえたうえで、条例で基準等を定めていくに当たり、市民の皆さんの御意見を参考にさせていただくため、パブリックコメントを実施したものです。</p> <p>今後も法令改正により条例委任事項の拡大が図られた場合は、同様の趣旨でパブリックコメントの実施を考えております。</p>

※ 問合せ先 総務課 電話 25-2111（内線274）